

3月定例会号

平成27年
5月16日発行

vol.52

亀山

かめやま
市議会だより

発行：三重県亀山市議会 編集：亀山市議会広聴広報委員会
住所：三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059
E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp

紙面を
リニューアル
しました!!

よりわかりやすく
議会の情報をお知らせします。

P2~3

平成27年度予算を可決!

もくじ

3月定例会のあらまし…	2	議会の主な動き…	21
議案質疑…	6	議会とぴっくす…	22
一般質問…	12	6月定例会の日程…	22
議案と議決結果…	19		



表紙の写真 を募集します

議会だよりの表紙の写真を
募集します。ぜひご応募ください!
応募方法など詳しくは、
P22をご覧ください。

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください

亀山市議会

検索

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>

中の山パイロット
(太森町)

「新しい自治のしくみづくり」、「教育・子ども支援施策」の推進を重点とした
平成27年度予算

総額332億5500万円を可決しました

予算決算委員会 予算決算委員会では、市長から提案された平成27年度の予算案8件を審査しました。まず、予算審議を充実させるため、2月19日に当初予算説明会として、予算決算委員会協議会を開催し、市長及び担当部長等から説明を受けました。また、3月23日、24日の2日間にわたり委員会を開催し、平成27年度予算について慎重な審査を行いました。

平成27年度予算はこうなっています

	会計区分	27年度 (当初予算)	26年度 (当初予算)	対前年度比 (%)
	一般会計	204億 250万円	206億3980万円	△ 1.1
特別会計	国民健康保険事業	52億 540万円	47億3660万円	9.9
	後期高齢者医療事業	8億6230万円	8億6090万円	0.2
	農業集落排水事業	4億8450万円	8億5330万円	△ 43.2
	公共下水道事業	—	16億7160万円	—
企業会計	水道事業	17億7730万円	18億3380万円	△ 3.1
	工業用水道事業	8910万円	1億2484万円	△ 28.6
	病院事業	20億7320万円	20億1120万円	3.1
	公共下水道事業	23億6070万円	—	—
	総 計	332億5500万円	327億3204万円	1.6

一般会計予算
204億250万円

平成26年度に比べて

2億3730万円
の減額

※公共下水道事業は「健全かつ持続可能な下水道経営」を目的とし、平成27年度より特別会計から企業会計へ移行しました。

～平成27年度予算を執行するにあたって～

議会からの意見

平成27年度予算案を審査した結果、委員会として4つの意見を付けて、全ての議案を可決しました。

1 委員会の審査過程において出された意見を十分尊重するとともに、予算の執行においては計画的かつ効率的で、事業効果が早期にあらわれるよう努められたい。

2 平成27年度は、当初予算の段階で、財政指標の一つである経常収支比率が92.8%と平成26年度よりさらに財政の硬直化が進んでいるが、経常収支比率が目標数値である85%以下となるよう、義務的経費の圧縮を図るなど、健全な財政運営に取り組まれたい。

3 第1次総合計画後期基本計画第2次実施計画のスタートとなるが、掲載された事業の着実な推進に努めるとともに、新たに策定される行財政改革大綱の具現化に努め、早期に成果を上げられたい。

4 第2次総合計画の策定に当たっては、将来の人口推計、市民ニーズを十分に把握するとともに、中期財政見通しでは厳しい財政状況の中ではあるが、適切に政策の優先順位を見極め取り組まれたい。

また、策定の過程では、審議内容等について適宜議会と協議されたい。

3月定例会のあらまし

3月定例会は、2月26日から3月26日までの29日間の会期で開催しました。平成27年度予算の審議を中心に、市長から提出された44議案について慎重に審議しました。また、議会からは、委員会提出議案2件と議員提出議案1件を提案しました。

議案一覧・
表決結果は
19ページ～

～ 予算決算委員会での主な質疑 ～

○財政指標について

財政指標に対する平成27年度予算編成の考え方は。また努力目標があるのか。

○計画策定事業と予算編成について

平成27年、28年で各種計画の策定事業にいくらかかるのか。

○野村布気線整備事業について

平成27年度中に契約が進む可能性があるのか。

○リニア中央新幹線駅整備基金費について

財政状況が厳しい中、5000万円も積み立てる判断基準は。

○学力向上推進事業について

教育ビジョンと学力向上推進計画の具現化の予算が計上されているが、具体的な内容は。

○高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業について

需要はどうか。また適切に使われているのか。

平成26年度 補正予算を 審査

予算決算委員会分科会を1日追加開催

一般会計補正予算(第6号)

国の緊急経済対策に関連した補正予算 8506万円を計上

平成26年度の補正予算7議案については、予算決算委員会の総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会での審査を経て、全ての議案を可決しました。

なかでも、一般会計補正予算(第6号)の内、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業については、詳細な資料を求め、分科会を1日追加開催して審査を行いました。

一般会計補正予算(第6号)

国の緊急経済対策に対応するため、補正予算8506万円を計上し、右の8つの事業を行います。地域農業支援事業を除く7事業は、平成27年度へ繰り越して実施されます。

地域活性化・
地域住民生活等
緊急支援交付金
事業

補正予算 8506万円の内訳

地方総合戦略等策定事業	1000万円
かめやまげんきっこ育成事業	600万円
観光交流促進事業	800万円
地域消費喚起事業 (プレミアム付き商品券発行事業)	3550万円
地域農業支援事業	300万円
橋梁維持補修事業	856万円
橋梁耐震化補強事業	1300万円
空家対策事業(県事業)	100万円

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業

かめやまげんきっこ育成事業

未就園児を対象に市内5つの子育て支援センターで、親子向けの子育て講座を開催する。

【主な質疑】

- ・なぜ、未就園児、0・1歳児を主体にするのか
- ・勤めている人や参加意識の低い人の参加をどのように促すのか

観光交流促進事業

観光協会へ補助金を交付し、ポスターやパンフレットを作成、市のイメージアップを図る。

【主な質疑】

- ・既存のものとどう違うのか
- ・委託事業にするのはなぜか

プレミアム付き商品券発行事業

地域内における消費喚起を図る目的で、プレミアム付き商品券を発行する。

【主な質疑や意見】

- ・事業効果をどのように見込んでいるのか
- ・事業主体は商工会議所でなく市ではないのか
- ・わかりやすい制度設計をし、広く周知すべき

産業建設委員会 総務委員会

連合審査会を開催

3月16日

次の2議案について、内容が産業建設委員会、総務委員会の両委員会に関連することから、より慎重な審査が必要と判断し、連合審査会を開催しました。

●議案第40号 専決処分した事件の承認について

住山町地内の土地について、寄附を原因とする所有権移転登記手続き請求のための訴えの提起について、平成26年12月24日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

●議案第41号 専決処分した事件の承認について

不動産仮処分命令申立事件の和解について、平成27年1月21日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

？専決処分とは

何らかの理由で議会が開けない事態になった場合、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がない場合などに、市長が、条例や予算などの案件を議会で議決せずに決定することができます。



賛成 の主な意見

複雑な利害関係も絡む非常に難しい案件ではあるが、一日も早く問題を解決することが優先であり、やむを得ない。

反対 の主な意見

市が議会に理解を求める姿勢があれば、平成26年12月定例会の開催中に何らかの報告ができたはずであり、専決処分とすることは不適切である。

決議案 2 件を可決しました

全会一致で
可決

今後の再発防止を求める

国民宿舎関ロッジに関する
決議(抜粋)

関ロッジは、昭和42年に国民宿舎として開業し、平成25年7月から指定管理者制度を導入し、運営してきました。

平成25年12月及び平成26年12月の2度にわたり指定管理取り消しの申し出があり、市は協議を重ねてきましたが、平成27年3月に条件つきでの指定管理取り消しを通知する事態となり、4月1日から休館することになりました。

市議会では、この事態を重く受け止め、今後の対応及び再発防止に向け、市に対し、下記のとおり取り組むよう強く求めここに決議する。

- ①指定管理取り消しに至った経緯を全て明らかにするとともに、その原因を十分に検証すること
- ②指定管理取り消しの再発を防止するため、指定管理者制度を導入している全ての公共施設について、基本協定書や業務仕様書の全面的な見直しを行うこと
- ③これらの結果について、市議会に速やかに報告するとともに、今後、市政の重要な案件については、早い段階から詳細な報告を行うこと

三重県でサミット開催を!!

賛成多数で
可決

2016年主要国首脳会議の
三重県開催を求める決議
(抜粋)

2016年の主要国首脳会議(サミット)は、わが国での開催が予定されており、現在、政府において開催地の選定作業がすすめられている。

伊勢志摩地域は、各国の首脳を迎えるのにふさわしい条件が調っており、「みえ伊勢志摩サミット」が実現すれば、本市が有する産業、特産品、観光資源等の魅力を国内外に発信する絶好の機会となり、多大な経済効果が見込まれることから、「みえ伊勢志摩サミット」の実現は、本市においても、大きな意義を有する。よって2016年主要国首脳会議の三重県における開催を強く要望しここに決議する。

？決議とは

議会が対外的に意思表示を行う方法の一つ。議員が発案して、本会議にはかり、採決を行います。



3月定例会のあらまし

可決した主な条例

学童保育所条例の一部改正について

亀山市には公設の放課後児童健全育成事業を実施する施設が4カ所あります。条例の改正により、平成27年4月1日から下記のことが変わりました。



○施設の名称が変わりました

放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称が「学童保育所」から「放課後児童クラブ」に変わりました。

○施設の定員が変わりました

施設の定員が、おおむね40人になりました。
(経過措置を設けます。)

○利用対象児童の年齢が拡大されました

施設を利用できる対象児童が「おおむね10歳未満の小学校就学児童」から「小学校就学児童（6年生まで）」に変わりました。

【質疑の一部】

- 一部の施設では定員が70人から40人となり、待機児童が増えることとなるが、受け入れ施設の整備をしていくのか。
- 放課後児童クラブの施設整備について、「公設を基本」として進めることを強く求めた決議（平成26年12月定例会で可決）をどう受け止めているのか。

議会からの提言 に対する 市の対応

各常任委員会では、毎年、テーマを設けて、調査・研究を行っています。各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう市長に提言書を提出しています。

平成26年度の提言に対する市の対応について、市長より次のとおり報告がありました。

議会からの提言	このように取り 組んでいきます 市の対応	
総務委員会	まちづくり基本条例の検証と新たな取り組みについて 機会を捉えて条例の存在をアピールすることで、条例の理解に向けて一層努めることなど3点を提言	条例のアピールに努めるとともに、条例の趣旨に沿ったよりよいまちづくりを進めるため、推進委員会において、推進計画の策定に向けた検討を進めるほか、条例の制定時や計画策定時には、条例との整合を図るため、その検証方法について検討を進める。
教育民生委員会	スポーツ振興と施設の充実について 既存施設の拡充と整備を行うことなど5点を提言	引き続き西野公園の施設整備を行うほか、インターネットを活用した運動施設予約システムを構築するなど施設利用者の利便性の向上を図るとともにスポーツ関係団体等との連携に努める。
産業建設委員会	空き家・空き地対策について 課題を解決するための条例を制定することなど5点を提言	国の基本方針やガイドラインに基づき、協議会等、施策の実施体制を整備した後、実態の把握や空き家等の増加抑制策・活用施策・除却等に対する支援計画を策定し、市民の安全と良好な生活環境の保持を進める。

※平成26年度に各常任委員会で行った所管事務調査の内容及び提言は、議会だより第49号（平成26年11月1日号）に掲載しています。

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問の一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をほらし、事実関係を明らかにするだけでなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

西川 憲行 <ぽぷら>

議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について



- ・病院事業の健全化の進捗状況について
- ・病院事業の課題解決について
- ・在宅医療の推進と収益との関係について

Q 病院事業の健全化を目指し、改善に取り組んでいる点は何か。

A 本来の2病棟での運営体制としたことや医師の増員配置による診療体制の充実、在宅医療の推進などにより経営健全化に取り組んでいく。

Q 病院事業の課題解決について、地域医療再構築プランを進める中で、どのような成果があったのか。

A 医師については、三重大学や医師会の協力をえて診療体制を整えている。また、看護職員については、業務見直しによる職場改善などによる離職防止対策、看護学校との連携及び看護師

等修学資金貸与制度の活用により、安定的な人材の確保ができた。

Q 在宅医療をどのように推進していくのか。また、それを推進することにより収益にどのような影響があるのか。

A 地域医療再構築プランに掲げた在宅医療の推進と、在宅医療連携システムの後方支援を担っており、収益については訪問リハビリの開始により増加している中、平成27年度も積極的な取り組みを行っていく。

Q 在宅医療の診療業務への影響と医療センターの役割とは何か。

A 在宅医療を行うため、医療従事者が外出することで、病院での業務ができなくなることがあるが、外来診療のない午後を訪問時間に設定するなどの工夫により、サービスの低下を招かないように努めている。また、在宅医療において、積極的な取り組みと患者さんの急変時の対応を行う後方支援が医療センターの役割と考えている。

小坂 直親 <緑風会>



議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- ・ 予算編成の考え方と特徴について
- ・ 主要政策予算と対応について
- ・ 歳入歳出予算の内容の変化と今後の動向について

Q 予算編成の考え方、特徴は何か。

A 本市の持続的成長と市民の暮らしの質の向上を目指して後期基本計画を着実に進めるとともに、新しい自治の仕組みづくりと教育、子ども・子育て支援施策を重点事項として推進する予算とした。

Q 歳入の不足分を財政調整基金等で補うのではなく、人口規模に応じて財政規模を縮小していくべきではないのか。

A 歳入に見合った歳出の実現に向けて、徹底した行財政改革と効率的な予算の執行に努め、財

源不足額を圧縮していく必要があると認識している。

Q 市として政策をどのように捉えているのか、また、予算に十分反映されているのか。

A 本年度に推進する政策については、第1次総合計画後期基本計画に位置づけた66事業を政策予算として計上した。新しい自治の仕組みづくりとして、まちづくり協議会の設立や拠点施設の建設を進める重要な年と位置づけており、この他、児童・生徒の教育環境の整備も取り組んでいく。

Q 歳入歳出予算の変化と今後の動向について、中期財政見通しにおける財源不足額は、財政調整基金は堅持しつつ、無駄な積立金をやめ、健全財政に持っていくべきではないのか。

A 第2次行財政改革大綱(案)において行政運営の健全性を確保するための項目を定め、取り組むことで、持続可能な行財政運営の確立を目指すことが大切だと認識している。

中村 嘉孝 <新和会>



議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- ・ 中期財政見通しの試算について
- ・ 経常収支比率85%以下を目指すことについて

Q 中期財政見通しにおいて、今後5年間で約55億円の財源不足が生じる要因は何か。

A 市税収入が減少し、扶助費等が増加していく中で、交付税が合併算定替から一本算定になることにより5年で約6億円減額されることが、大きな要因である。

Q 中期財政見通しの試算にあたって、新規事業を含めると、財政運営が一層厳しくなるとあるが、新規事業とは何か。

A 平成29年度からの新たな総合計画において位置付けられる事業である。

Q 経常収支比率85%以下を目指すということだが、年々比率が増えていることについてどのように考えているのか。

A 今後、市税収入の減少と公債費償還の増加により比率の上昇が見込まれるが、目標数値である85%以下を目指し、行財政改革の徹底と効率的な予算の執行により、健全な財政運営に努めていく。

Q 経常収支比率の算出はどのように行うのか。

A 人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常に支出される経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などの毎年度経常に収入となる経常一般財源、臨時財政対策債などの合計額に占める割合で、比率が高いほど財政が硬直化していることを示すものである。

Q 経常経費を毎年2億円削減していけるのか。

A 事業の見直し、総人件費の削減など第2次行財政改革大綱(案)に掲げた項目を着実に進めていくことが必要だと考えている。

岡本 公秀 <新和会>



議案第18号 亀山市消防団
条例の一部改正について

- ・行方不明者捜索活動の出動区分について
- ・全団員に支払う費用弁償総額の増減について
- ・全団員一様の処遇改善につながるのか

Q 行方不明者捜索活動について、災害の警戒活動と同じ費用弁償4000円の出動区分ではおかしくないのか。

A 山岳などにおいての行方不明者捜索活動については、救助が伴う出動であることから、費用弁償5000円の出動区分に該当するものと判断している。

Q 今回の条例改正により、全団員に支払う費用弁償の年間総額の増減見込みはどれくらいになるのか。

服部 孝規 <日本共産党>



議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- ・商工費 地域消費喚起事業について

Q 地域住民生活等緊急支援交付金「地域消費喚起・生活支援型」「地方創生先行型」について、ソフト事業に限られるものの、基本的に使い道が自由であるこの交付金の活用事業が、なぜプレミアム付き商品券発行事業、地方総合戦略等策定事業、かめやまげんきっこ育成事業、観光交流促進事業の4事業になったのか。

A 地域消費喚起・生活支援型交付金については、国が期待する市町村の事業としてプレミアム付き商品券発行事業が上げられており、近隣市においても同様の事業が予定されていることなどから、選択したものである。また、地方創生先行型については、交付金の配分額が県下14市

A 定例行事以外に係る費用を除けば、例年とおおむね変わらない支給額となる予定である。

Q 消防団員の処遇改善が今回の条例改正の目的であれば、費用弁償の額を上げれば良いと思うが、活動実態に応じて区分することで処遇改善につながるのか。

A 今回の改正は、最前線の災害対応を重点に費用弁償の額を改定するものであり、今後は、装備面の改善も含め、消防団全体の処遇を改善するため、関係法令の趣旨に沿った取り組みを進めていきたいと考えている。



で最も少ない額となっていることから、国が示したメニューの中から、事業実施の前提となる地方総合戦略策定、少子化対策として本市の子育て支援のさらなる充実を図るためのかめやまげんきっこ育成事業、観光振興として関宿重伝建選定30周年を節目としたこの機会を捉え、さらに本市の魅力を発信する観光交流促進事業の3事業に的を絞って実施することとしたものである。

Q 地域消費喚起事業のプレミアム付き商品券について、過去に地域振興券を配ったが、その多くが貯蓄に回り、効果がほとんどなかったと言われている。今回は、現金ではなく商品券を買うという形になるが、新たな消費の喚起につながると考えているのか。

A 商品券にプレミアム分が付加されることにより、新規の消費が誘発されることが想定され、地域消費の喚起につながるものと考えている。

新 秀隆 <公明党>



議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

・商工費 地域消費喚起事業 プレミアム付商品券発行事業補助金について

Q 地域住民生活等緊急支援交付金「地域消費喚起・生活支援型」のプレミアム付き商品券発行事業とはどのような事業か。

A 現在、事業主体となる亀山商工会議所と協議を進めているが、プレミアム率を20%、1000円券12枚つづりを1冊1万円で1万5000セット程度発行しようと考えており、発行総額は1億8000万円程度となる予定である。

Q 子育て世帯や障がいのある子どもを抱える家庭に配慮した支援の枠を設けるなど、付加価値は考えなかったのか。

A 国の交付金額が他市に比べて少ない中、広く市民に商品券を使ってもらい、地域消費の喚起

等による地域経済の活性化につなげたいため、現在、商品券の発行事業は1種類のみと考えている。

Q 今後の周知はどのように展開していくのか。

A 商品券の取扱店の募集や、市民への事業の周知等が必要であり、商工会議所とも十分協議の上、広報やホームページといった情報発信ツールのほか、新聞の折り込みチラシ等も含め検討している。



豊田 恵理 <創政クラブ>



議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

○歳入に見合った歳出について

・適正な財政規模について
・地方交付税について

Q 適正な財政規模について、どのように考えているのか。

A 適正な予算規模については、歳入に見合った歳出となる予算額が理想と考えており、年度間で額の変動が大きい投資的経費などを除く適正な予算規模は約170億円程度と考えている。

Q 国・県の補助事業や企業誘致以外にも、歳入をふやす工夫はあると思うが、考えていないのか。

A 歳入の確保では、収納率の向上、債権管理の適正化、また、特別会計、企業会計の健全化が必要と考えている。

Q 交付税について、どのような特徴があるのか。また、その影響は中期財政見通しに含まれているのか。

A 国の交付税に新たに算入対象となる事業もあるが、総体的に減少傾向にある中で、平成27年度は、旧亀山市と旧関町ごとに算定した合併算定替から、合併後の亀山市による一本算定に変わることにより、約6億円の減額になると予測しており、その影響は中期財政見通しに含めている。



今岡 翔平 <ぽぷら>



議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

・中期財政見通しにおいて、平成31年度までの5年間で約55億円の財源不足が生じる見込みについて

Q 中期財政見通しにおいて、平成27年度から平成31年度までの5年間で約55億円の財源不足が生じる理由について、市民にわかりやすい説明を求め。

A 中期財政見通しによる試算では、毎年の予算を編成するとき財源が不足するので、貯金を取り崩す必要があり、この額が5年間で約55億円になるということである。

Q 中期財政見通しにおいて、約55億円の財源不足が生じることを市民にアナウンスすることによって、何を伝えたかったのか。

A 極めて財政的に制約があり、あれもこれもできない、あれかこれか事業を選択しなければな

らない中で、市民の皆さんの見えるところで、非常に透明性の高い政策決定や意思決定をしていく必要があるということ、また、ある自治体が財政破綻したが、市民と議会と行政の情報共有が十分になされなかった結果であるということから、議会、市民、行政が現状を認識をした上で、この局面を乗り越えていくとの思いで中期財政見通しを公表させていただいた。



福沢 美由紀 <日本共産党>



議案第1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について

・保育所の利用者負担額について、これまで世帯の所得税額により階層を区分していたが、新制度では世帯の市町村民税の所得割額により階層を区分するが、保護者負担にどのように影響を及ぼすのか
 ・標準時間と短時間に分けた料金であるが、保育の必要量の変更に柔軟に対応できるのか
 ・保育料以外の負担が増えることはないのか

Q 保育料の階層区分を決める基準が変わることによって、保護者が支払う保育料にどのような影響が出るのか。

A シミュレーションの結果、データ総数1097件に対し、利用者負担額の増減なしが425件、増額が438件、減額が234件であった。また、1カ月の総額の利用者負担額は約2205万円であり、現行保育料に比べて2万円の減額となった。

Q 所得が変わらないのに保育料が上がる方に対する対策はあるのか。

A 利用者負担額が増額となる方については、平成27年4月から8月までの間の利用者負担額をこれまでの保育料額と同額とするという経過措置を設け、また、ひとり親家庭については、第4階層に区分される場合は、子どもの年齢を問わず利用者負担額を無料とすることで負担軽減を図る。

Q 短時間と標準時間のそれぞれの保育料を徴収することになるが、認定方法、変更時の対応はどのように考えているのか。

A 主に利用児童の保護者の就労時間等の状況によって標準時間と短時間の認定を行うこととなる。また、短時間から標準時間に認定変更した場合は、就労状況等の証明を提出していただき、翌月から標準時間の認定を行うこととなる。

Q 利用者負担額以外に負担がふえるということはないのか。

A 新制度により新たな負担がふえることは想定していない。

櫻井 清蔵 <ぽぷら>



議案第40号 専決した事件の承認について

○所有権移転登記手続請求のための訴えの提起（和解を含む）について

- ・提起する根拠
- ・議会に対しての今日までの説明責任
- ・和解を含むとあるが、仮に和解が不調となった場合の今後の対応について

Q 本日までの経緯を確認する。

A 当該水路については、平成18年に寄附をいただきながら未登記であったことが平成26年2月に判明した。既存集落の重要な排水路であるため、所有権移転登記手続について、約1年にわたり相手方と協議を重ねてきたが、協議が調わなかったため、土地の譲渡及び現状変更等

をしてはならないとの仮処分申請を行い、12月24日にやむを得ず専決処分を行い、訴えの提起に至ったものである。

Q 平成26年2月にこの事案が判明して以後4回の定例会があるにもかかわらず、なぜ議会に報告もなく提訴に至ったのか。

A 開発行為にかかわる協議の過程において、相手方の考え方や条件提示とのギャップを埋めるべく進めてきたが、12月まで時間を要したということであり、その間は、行政の責務としてしっかり対応するという協議の積み上げの過程であった。

Q 訴訟で和解できなかった場合、上告するのか。

A 早期に所有権移転登記ができれば和解するが、第1審の結果次第によって、必要があればその対応を考えていく。

前田 耕一



報告第2号、第3号及び第4号 専決処分の報告について

- ・車両物損事故は、いずれも市道川崎白木線で発生しているがその原因について
- ・市の損害賠償額の査定方法について

Q いずれも市道川崎白木線での道路陥没による車両の物損事故の専決の報告だが、その要因は分析してあるのか。

A 市道川崎白木線の交通量が増加している中で、特に大型車両の交通量が多いことから、舗装の破損が生じたことが主たる原因である。

Q 地域からの通報や市の道路パトロールで確認し、対応していなかったのか。

A 当路線は、道路パトロールの重点路線として対応する中で、緊急的な修繕等を行っているものの、延長も長く広範囲にわたることや、当日の天候等さまざまな要因が重なりこのような結果になった。

Q 道路の破損などの整備・修理の基準は設けているのか。

A 基準は設けてないが、幹線道路については舗装の性状調査等を行い、根本的な改良修繕を含めて検討をしている段階である。

Q 損害賠償額の算定方法について、いずれも過失割合が市側30%、相手側70%となっているが、相手方に異議はなかったのか。

A 道路賠償責任保険において社会通念上妥当で一般的に認容されている基準であり、示談に至った。



宮崎 勝郎



議案第18号 亀山市消防団
条例の一部改正について

- ・今回の改正内容について
- ・消防団員の処遇改善なのか

Q 今回の改正はどのような内容か。

A 新たな法整備に伴い、消防団員の処遇を改善するため、活動の実態に応じた適切な報酬等が支給されるよう必要な処置を講ずることとされたことから、消防団員が水火災その他の災害に出動した場合や、これら災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合などに支給する費用弁償の額について所要の改正を行うものである。

Q 今回の改正により、水火災その他の災害に出動した場合の手当が大幅に上げられ、ほかの手当については100円下げたということだが、消防団員確保には手厚い手当が必要ではないのか。

A 現行の消防団員の費用弁償は、全ての出動や警戒、訓練に参加した場合や会議等について一律4100円となっているが、消防団員の処遇改

善に関する本市の取り組みとして、災害活動に特に重点を置いて5000円に増額するなど、それぞれの活動に対し実態に応じた適切な費用を支給するものである。

Q 会議費が新設されたが、分団での会議も対象になるのか。

A 副団長以上の幹部会議や各分団長以上を招集した分団長以上の会議を対象とするもので、各分団においての自主的な会議については、各分団の運営費において賄っていただくことになる。



一般質問

峯城の積極的な保存を

高島 真 <緑風会>



文化行政について

- ・市内の史跡についてどのように扱うか
- ・文化年に絡んでどのような取り組みを行うのか
- ・史跡の周辺整備について

Q 市内の史跡の保存と利活用について、どのように考えているのか。

A 平成18年に策定した「東海道歴史文化回廊」保存・整備基本計画に基づき、地域で保存活動、継承活動を行っている方と協働し、史跡の保存と活用に一層努めていきたい。

Q 峯城について、以前から整備要望が出ているが、どのように考えているのか。

A 要望をいただいた段階では課題が多く、整備していく段階ではなかったが、その後、史跡全体の測量調査を行ったほか、パンフレットに峯城をとりあげ、また、地域の方の活動により史跡の保護が確実に進展している。

Q 文化年として史跡の文化を取り扱う考えはなかったのか。

A 文化年とは別に後方支援を行ってきた。今後、さらに市民の方の理解を深め、次へ展開していくよう考えている。

Q 地域住民等と話し合い、史跡の周辺整備に取り組んでいく考えはないのか。

A 地域住民等と将来像を共有しながら進めていく必要があると考えている。今後は、里山・峯城を守る会の活動の成果なども含めて考えていきたい。

【その他の質問】

◎教育行政について

亀山駅周辺まちづくり協議会とのコンセンサスは

中崎 孝彦 <新和会>



亀山駅周辺再生整備事業について

○整備手法について

- ・市街地再開発事業に対して、亀山駅周辺まちづくり協議会は同意しているのか
- ・整備対象区域全てのブロックで、市街地再開発事業を適用できるのか

Q 市街地再開発事業について、産業建設委員会に資料が提出されたが、亀山駅周辺まちづくり協議会のコンセンサスは得ているのか。

A 一般的な再開発事業のフローを示し、課題に対応するため、再開発も含めてさまざまな観点から検討を進めていこうというコンセンサスは得ている。

Q 整備対象区域4ブロックすべてにおいて、都市再開発法における市街地再開発事業が適用できるのか。

A 市街地再開発事業の適用は十分可能であるが、具体的な事業区域や整備内容については、検討段階であり、一律に市街地再開発事業ということではなく、それぞれのブロックに適した手法で実施内容等を検討していく。

Q 整備対象区域4ブロックのうちどこを高度利用地区として想定しているのか。また、高度利用地区以外の整備はどのような手法を考えているのか。

A 現在、各ブロックでさまざまな検討を行い、協議会とともに進めている段階である。



独自の奨学金制度を検討せよ

服部 孝規 <日本共産党>



深刻な社会問題となってきた奨学金問題について

- ・深刻な奨学金問題の現状を市長はどのように認識しているかについて
- ・亀山市民の奨学金の現状について
- ・市としての取り組みについて

Q 深刻な社会問題となってきた奨学金問題について、現状をどのように認識しているのか。

A 奨学金制度が教育ローンのような性格を帯びてきていると推察するが、経済的な理由で学業を諦めることがあってはならないので、本当に困っている苦学生を支援できる奨学金制度への改革が必要であると感じている。

Q 亀山市の奨学金の現状は把握しているのか。

A 大学に関する奨学金については把握できていない。

Q 憲法や教育基本法にうたってある経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならないという立場から、市として奨学金制度をつくる考えはないのか。

A 中学生までの医療費無料化、子ども総合センターの設置、介助員等の加配、少人数教育の推進など、市独自の手厚い施策を実施しており、平成27年度には学習支援事業も予定していることから、現段階では独自の奨学金制度を設ける考えはない。

Q 兵庫県加西市では、奨学金を受け大学に進学した方が、卒業後Uターンして市内に住むか市内で就職をする場合、奨学金の返還額に応じて補助する制度を設けているが、このような補助制度をつくる考えはないのか。

A 現時点で具体的な検討は行っていないが、平成27年度に策定する地方版総合戦略の中で、支援全般の検討を行いたいと考えている。

【その他の質問】

◎国民健康保険制度の都道府県単位化をやめるよう求めることについて

道路・橋梁の陥没事故の未然防止を

新 秀隆 <公明党>



安心・安全対策について

○道路保全について

- ・道路管理・整備について
- ・橋梁管理・整備について
- ・道路・橋梁の空洞化対策について

Q 道路管理の進め方、今後の道路整備のあり方について、どのように考えているのか。

A 道路の維持修繕は、地元要望を受け、緊急性の高いところや排水不良箇所の工事を進めており、道路舗装工事は、主要幹線道路について年次計画のもと行っている。また、今後の整備については、地元要望に対して、整備の必要性や緊急性などを勘案し、順次行っていく。

Q 具体的にどのような方法で事前に危険箇所を見つけ、修繕などを行うのか。

A 現在、橋梁の維持点検、道路舗装等の検査、のり面等の安全性の確認を進めており、今後修

繕計画を立てて進めていく。

Q 道路、橋梁の空洞化対策はどのような方法で行っているのか。

A 主要幹線道路を中心に、電波での路面性状調査によって、ひび割れ、わだち掘れなど舗装の現状を把握し、その結果に基づき、舗装の健全度について構造調査を行い、補修計画の策定を進めているところである。今後は、この補修計画に基づき、計画的かつ効率的な事業推進に努め、舗装の耐用年数の延命化を目指していく。空洞化については、これらとあわせて今後検討していく。

Q マイクロ波を使つての空洞化調査を行ったことにより、どのような成果があったのか。

A 調査結果をもとに、今の交通量に耐えられるかを再度検討し、計画を立てて効率的に取り組んでいく。

【その他の質問】

◎田園景観の観光推進について

定住促進のための創意工夫を

豊田 恵理 <創政クラブ>



亀山市の定住促進の考え方について

○亀山市の定住促進の考え方について

- 様々な制度の活用について
- ・空き家の活用について

Q まちづくりの一つとしての定住促進の考えについて、どのような方針で行っているのか。

A 子育て支援、教育や福祉、医療環境の充実など、暮らしの質を高める諸施策を実施し、まちの魅力をトータルに高め、亀山に愛着を持ち、将来にわたって住み続けたいようなまちづくりを進めることが重要であると認識している。

Q 空家等対策の推進に関する特別措置法によって、空き家情報バンク制度に影響があるのか。

A 県事業の移住促進のための空き家リノベーション支援事業などにより、空き家情報バンク制度の利用が進むと考えている。

Q 空き家情報バンク制度の進捗はどうなっているのか。また、今後どのように活用されていくのか。

A 登録件数9件のうち成約件数は3件であり、登録の問い合わせや登録書類の取り寄せがふえている。今後は、移住促進のための空き家リノベーション支援事業などの補助制度や他市にない亀山市の魅力をホームページ等でPRしながら、空き家の有効利用をさらに進めていく。

Q 空き家を学童保育所などの公共の場所として活用していく考えはないのか。

A 今の段階では、公共施設への利用は考えていないが、今後、公でできることと民で行えることのすみ分けをして取り組んでいく。

市内に児童養護施設を

今岡翔平 <ぽぷら>



小規模児童養護施設の設置について

○設置に至る経緯について

- ・これまで市ではどのように対応していたのか
- ・市長の方針転換があったのか

Q 市内には現在、小規模児童養護施設がないが、これまで社会的養護が必要な児童への対応はどうしてきたのか。

A 市外の児童養護施設を利用したり、里親宅において児童を養育するなどの対応をしてきた。

Q 亀山で生まれた子供たちを、市内でフォローできない実態について、どのように認識されているのか。

亀山市の地方創生のビジョンは

尾崎 邦洋 <緑風会>



地方創生について

- ・地方創生とは
- ・市長の考え方について
- ・今後の展開について

Q 地方創生とは、どういうものなのか。

A 少子高齢化の進展に的確に対応し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することである。

Q 地域住民生活等緊急支援交付金の額が、県内で最低だが、どのように算定されているのか。

A 人口規模、財政力指数、転出者の数等、多くの指数があるが、特に財政力指数が県下14市

A 本市においても、近年、児童虐待等は増加の傾向にあり、このような状況に対応することは政策的課題と受けとめている。今回、国や県において児童の家庭的養護を推進していく中で、本市としても課題を解消していく、大きな節目と認識している。



.....
【その他の質問】

◎三重テラスの活用について

.....
の中でトップレベルにあることと人口減少率が算定に大きく影響している。

Q 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部は、どのようなメンバーで構成されているのか。

A 市長を本部長に、副市長及び教育長を副本部長に、消防長、医療センター院長以下部長相当職を本部員として総勢20名で構成している。

Q 現時点でどのような総合戦略及び人口ビジョンを持っているのか。

A 人口減少や超高齢社会に的確に対応し、雇用の確保や、希望に応じた結婚・出産・子育てをすることのできる地域の創造を目指したまちづくりを進める計画となるよう、亀山市ならではの施策を検討していく。

.....
【その他の質問】

◎地震災害について

「家族の時間づくり」やめるべき

福沢 美由紀 <日本共産党>



家族の時間づくりについて

- ・保護者アンケートについて
- ・「良くなかった」という方の声が深刻であると考えるが、やめるべきではないか

Q 家族の時間づくりについてのアンケートで、「よかった」と回答した方と「よくなかった」と回答した方に対する聞き方が平等ではないと思うが、このアンケートはどういう思いでされたのか。

A 過去の調査票の設問をそのまま使用したものであり、「よくなかった」と回答した方の意見を聞く項目がなく、今後、設問について十分検討していく。

Q 企業に対するアンケートは行っているのか。

A 現在行っていないが、国の緊急経済対策の一環として、家族の時間づくりに取り組む自治体

の拡大のための支援措置が設けられたので、各企業にアンケート調査を行えるよう観光庁へ要望している。

Q 全国でどれぐらいの市町が取り組んでいるのか。また、ふえているのか。

A 平成22年度9地域、平成23年度10地域、平成24年度15地域、平成25年度11地域、平成26年度6地域であり、年度により増減がある状況である。

Q 広がりもなく、効果もなく、つらい思いをする子を生ま出してまで続ける事業なのか。

A 年次有給休暇の取得率は極めて低く、長時間労働や過労死が大きな社会問題になってきた中で、働き方や休み方の改革が問われており、今後も家族の時間づくりの目指すものをしっかり展開していく。

【その他の質問】

◎こどもの安心・安全について

◎中学校給食について

これからの亀山市をどう考えていくのか

西川 憲行 <ぽぷら>



新しい亀山市のかたちについて

- 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部について
- ・本部設置の目的と活動内容について
- ・総合戦略と人口ビジョンについて

Q 亀山市がつくるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定推進本部について、行財政改革本部や次期総合計画の策定本部の構成メンバーとの違いはあるのか。

A 行財政改革推進本部とは全く同じ構成であり、今後策定予定の第2次総合計画の中期戦略会議も、ほぼ同じ体制にしたいと考えている。

Q まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たって、優先順位はあるのか。

A より強い産業・雇用をつくっていくとともに、定住化に向けて子育てや教育をしっかり入れて

いくことが重要と考えており、今後の中期的な展望もしっかり見きわめた上で、総合戦略策定推進本部の中で詰めていく。

Q 亀山市の人口が減っていく時期についてどのように考え、そのときに産業や雇用に関し、ビジョンはあるのか。

A 将来的に人口減となることはやむを得ないと思っているが、それに対応するため、今回、総合戦略を策定し、人口減に歯どめをかけていく施策を打っていかねばならないと考えている。



関ロッジ休館の行政責任は

小坂 直親 <緑風会>



関ロッジについて

- ・指定管理について
- ・今後の運営について

Q 関ロッジの指定管理について、今日までの経緯と現状はどうなっているのか。

A 平成25年7月から指定管理者による運営が進められてきたが、昨年12月に指定管理者から指定管理の取り消し等の申し出を受け協議を進めてきたが、3月31日をもって、条件つきで指定管理を取り消すこととした。このことにより、4月1日以降は一旦休館し、その後は関ロッジの置かれている現状と課題を抽出した上で、指定管理者の再公募も含めた検討を行っていく。

Q 指定管理にするために約1億4000万円を投資したにもかかわらず、1年半で指定管理の取り消しとなった行政責任は誰が取るのか。

関ロッジ指定管理取り消し経緯は

櫻井 清蔵 <ぽぷら>



指定管理を行っている

関ロッジについて

- ・関ロッジの指定管理を平成25年7月より実施しているが、今日までの状況について知りたい

Q どのような理由で、指定管理の取り消しの申し出に至ったのか。

A ブルートレインなど宿泊等のコンプライアンス違反の発覚の影響により営業損失が生じ、今後、集客力及び収益の低下は避けられないことから、指定管理者の取り消しの申し出があった。

Q 仕様書に「指定管理者が自己都合により、指定管理満了以前に本業務を履行できなくなった場合、これにより生じる損害については、指定管理者が市に対し、損害賠償の責を負うものと

A 議会における公の議論を経て、現在に至っていると認識しており、耐震工事の実施、指定管理者への移行、指定管理の選定等、それぞれの判断は合理性があるものと考えているが、結果として現在の状況に至ったことは、まことに遺憾である。



.....

【その他の質問】

- ◎地籍調査について
- ◎団体支援事業について

.....

する」とあるが、どのように解釈しているのか。

A 相手方の都合によって撤退の申し出があったと解釈しており、損害賠償請求については、弁護士と相談の上、慎重に対応していく。

Q 指定管理の仕様書がある中で、損害賠償請求をするにあたって、どうして弁護士に相談する必要があるのか。市長の政治責任を回避しているのではないか。

A 損害賠償請求について、どういった損失が出るかを弁護士に相談するもので、基本協定書が全てであるので、市長の責任において対応し、最善の方策を検討していく。

.....

【その他の質問】

- ◎子ども輝き予算について
- ◎川崎小学校の基本設計の内容について
- ◎市役所改革「CSO活動」とは
- ◎平成25年度のため池点検の結果について

犯罪発生時には迅速な対応を

前田 耕一



安心・安全のまちづくりについて

- ・子ども・女性を対象とした犯罪（声かけ事案等）について
- ・多発する特殊詐欺について

Q 市内における平成26年度の声かけ事案の発生件数を把握しているのか。

A 声かけ事案等の認知件数は、子供19件、女性19件の合計38件である。

Q 声かけ事案等が発生した場合、安心メール以外に、どのような対応をしているのか。

A 青少年総合支援センター補導委員により、発生箇所付近の防犯パトロールを強化する体制を整えている。

Q 子どもたちへの防犯ブザーの支給状況はどうなっているのか。また、使用したケースはあるのか。

A 防犯ブザーは、小・中学校の入学時に学校を通じて新入生全員に配付している。また、昨年、ブザーを所持していたことで、連れ去りを未然に防いだ事案があった。

Q 市内における平成26年度の特殊詐欺の被害件数を把握しているのか。

A 架空請求詐欺2件、金融商品等取引名目詐欺1件の合計3件である。

Q 特殊詐欺の事案が発生した場合、どのような対応をしているのか。

A 安心メールで周知するとともに、鈴鹿亀山消費生活センターでの相談窓口によるアドバイスや、鈴鹿亀山地区広域連合広報での特集記事の掲載、出前講座等により注意喚起を行っている。今後は、亀山警察署と連携して、チラシの作成等を進めていく。

【その他の質問】

◎スポーツ振興と施設整備の今後について

◎都市公園等の管理について

議会の決議の受けとめ方を問う

宮崎 勝郎



子育て行政について

- ・学童保育所に関して議会が提案した決議に対する対応について尋ねる
- ・学童保育所から放課後児童クラブに改めたのはなぜか

Q 学童保育所の公設での設置を求める、平成25年の教育民生委員会からの提言や昨年12月定例会での議会の決議を、市はどのように受けとめているのか。

A 今後の放課後児童クラブ施設の設置については、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用などの公的関与を行うとともに、必要に応じて民間の力を活用するという考え方で進めていく。

Q 民間事業者が学童保育所を設置する場合、市はどのように対応していくのか。

A 社会福祉法人や民間の事業所、NPO法人が独自の考え方で設置したいという意向に対して

は、それぞれの特性に応じて考えていくので、地域の実情等をしっかり見きわめて対応していく。

Q 民間の事業者が学童保育を行なう場合、市も事業費をかけなければならないと思うが、どのように考えているのか。

A 放課後児童クラブには、5年前と比べて、ほぼ4倍近い予算を確保しニーズに対応してきており、今後も予算措置はしっかり対応していく。



【その他の質問】

◎道路行政について

3月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、21ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
1	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について 子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法が改正されたことに伴い、市立保育所の利用者負担額等を定めるため、本条例を制定する。	可決	全員賛成
2	亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について 子ども・子育て支援法が制定され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、公立幼稚園は新制度に移行することから、市立幼稚園の利用者負担額を定めるため、本条例の全部改正を行う。	可決	全員賛成
3	亀山市情報公開条例の一部改正について 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の改正規定の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
4	亀山市行政手続条例の一部改正について 行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
5	亀山市職員定数条例の一部改正について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
6	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
7	亀山市職員給与条例の一部改正について 人事院勧告に鑑み、市の一般職の職員の給与等を国に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行う。	可決	賛14：反3
8	亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が平成27年1月19日に施行されたことに伴い、市の一般職の職員の退職手当を国に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
9	亀山市手数料条例の一部改正について 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、建築基準法等の改正に伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
10	亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
11	亀山市保育所設置条例の一部改正について 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
12	亀山市待機児童館条例の一部改正について 子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
13	亀山市学童保育所条例の一部改正について 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。また、放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称を、新制度の実施に合わせて、国において使用する「放課後児童クラブ」に統一するため所要の改正を行う。	可決	全員賛成
14	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 地方税法施行令の一部を改正する政令により、平成26年4月1日から国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行う。また、地方税法施行規則の一部改正に伴う条項の整理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
15	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について 昼生地区の農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、処理施設の設置及び新規加入金について定めるため所要の改正を行う。	可決	全員賛成
16	亀山市営住宅条例の一部改正について 亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
17	亀山市水道事業給水条例の一部改正について 三重県企業庁が経営する水道用水供給事業の料金が見直されることにより、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系の基本料金が平成27年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
18	亀山市消防団条例の一部改正について 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、消防団員が災害に出動した場合等に支給する費用弁償の額を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
19	亀山市保育の実施に関する条例の廃止について 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正されたことに伴い、保育の実施基準については内閣府令で定めることとなり、本条例を廃止する。	可決	全員賛成
20	平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	可決	全員賛成
21	平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	可決	全員賛成
22	平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	可決	全員賛成
23	平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	可決	全員賛成
24	平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	可決	全員賛成
25	平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	可決	全員賛成
26	平成27年度亀山市一般会計予算について	可決	賛14：反3
27	平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	可決	賛14：反3
28	平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	可決	賛14：反3
29	平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	可決	全員賛成
30	平成27年度亀山市水道事業会計予算について	可決	全員賛成
31	平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について	可決	全員賛成
32	平成27年度亀山市病院事業会計予算について	可決	全員賛成
33	平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について	可決	全員賛成
34	損害賠償の額の決定について 市立医療センターでの医療事故における損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
35	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の和田28号線の路線認定について議会の議決を求める。	可決	全員賛成
36	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の和田29号線の路線認定について議会の議決を求める。	可決	全員賛成
37	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の名越24号線の路線認定について議会の議決を求める。	可決	全員賛成
38	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の名越25号線の路線認定について議会の議決を求める。	可決	全員賛成
39	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の名越26号線の路線認定について議会の議決を求める。	可決	全員賛成
40	専決処分した事件の承認について 訴えの提起について、平成26年12月24日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。	承認	賛9：反8
41	専決処分した事件の承認について 不動産仮処分命令申立事件の和解について、平成27年1月21日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。	承認	賛14：反3
42	平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について	可決	全員賛成
43	亀山市教育委員会委員の任命について 亀山市教育委員会委員の岡田 香氏は、平成27年3月31日をもって辞職となることから、その後任の委員に太田淳子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
44	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の伴 豊氏は平成27年6月30日をもって任期満了となることから、その後任の委員に多田照和氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員1	亀山市議会委員会条例の一部改正について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に併せ、地方自治法第121条が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
委員2	国民宿舎関ロッジに関する決議	可決	全員賛成
議員1	2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議	可決	賛15：反2

※委員＝委員会提出議案、議員＝議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※ 賛は賛成 反は反対 なお、議長 前田 稔 は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
議員名		今岡 翔平	西川 憲行	高島 真	新 秀隆	尾崎 邦洋	中崎 孝彦	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	宮崎 勝郎	前田 耕一	中村 嘉孝	前田 稔	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵	
議案番号・件名																				
7	亀山市職員給与条例の一部改正について	反	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反	
26	平成27年度亀山市一般会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反	賛	反	
27	平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反	賛	反	
28	平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反	賛	反	
40	専決処分した事件の承認について	反	反	賛	賛	賛	反	賛	反	賛	賛	反	賛	賛	反	-	反	賛	反	
41	専決処分した事件の承認について	反	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反	
議員1	2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反	賛	賛	

※議員＝議員提出議案

議会の主な動き



2月

- 2日 山梨県大月市議会：視察来庁（議会運営）
関西本線名古屋－亀山間複線電化促進協議会総会（名古屋市）
- 3日 長野県東御市議会：視察来庁（インターネットライブ配信）
- 4日 鹿児島県始良市議会：視察来庁（議会広報紙）
- 5日 会派代表者会議
予算決算委員会理事会
熊本県菊池市議会：視察来庁（議会改革）
- 6日 北勢5市の市長・正副議長懇談会
- 10日 教育民生委員会
三泗鈴亀農業共済事務組合議会定例会
全国高速自動車道市議会協議会総会（東京）
- 13日 鈴鹿亀山地区広域連合議会議員懇談会
議員研修会
- 16日 産業建設委員会

- 17日 総務委員会
- 18日 議会改革推進会議「検討部会」
- 19日 予算決算委員会協議会
議会運営委員会
全員協議会
- 23日 リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議中央要望（23、24日東京都）
- 26日 議会運営委員会
3月定例会開会
広聴広報委員会

3月

- 5日 会派代表者会議
- 9日 議案質疑
議会運営委員会
- 10日 議案質疑
予算決算委員会
一般質問
産業建設委員会
- 11日 一般質問
総務委員会
- 12日 一般質問
会派代表者会議

- 教育民生委員会
正副委員長会議
- 16日 産業建設分科会
産業建設委員会総務委員会連合審査会
産業建設委員会
- 17日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 18日 総務分科会
総務委員会
- 20日 会派代表者会議
- 23日 予算決算委員会
- 24日 予算決算委員会
- 25日 産業建設分科会
教育民生分科会
総務分科会
予算決算委員会
- 26日 議会運営委員会
3月定例会閉会
- 30日 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会
- 31日 広聴広報委員会



三重大学名誉教授石田正昭氏を講師にお迎えし、「食と農を軸とした地域づくり～地域リーダーが考えるべきこと～」をテーマとした講演会を開催しました。



三重大学
名誉教授
石田正昭氏

表紙の写真を募集します！



年5回(1月、2月、5月、8月、11月)発行の「かめやま市議会だより」の表紙写真を募集します。

- 応募資格：亀山市内在住または通勤・通学している方。
 応募方法：応募用紙（下記の必要事項①～③を記入のもの）と横撮りのカラー写真（現像の場合2Lサイズ、データの場合JPEG形式で5MBまで）を亀山市議会事務局へ郵送、電子メールで送信、または持参してください。
- ①写真のタイトル（10文字程度）
 - ②撮影場所及び撮影年月日
 - ③撮影者の住所、氏名、電話番号

応募上の注意：応募はおひとりにつき3点まで、未発表のオリジナル作品とします。

被写体について人物、風景等は問いませんが、人物や建物等が特定できる場合は、本人、あるいは所有者等の承諾を得たものに限ります。写真は、トリミング等の加工がされていないこととします。

募集期間：8月発行の議会だよりの募集期間は、5月16日から7月16日までです。

掲載方法：写真と一緒にタイトル、撮影場所、撮影者氏名、住所（町名まで）を掲載します。

紙面サイズの都合により、写真にトリミング等の加工をさせていただく場合があります。

その他：応募作品は、広聴広報委員会で審査し、採用者には粗品を贈呈します。結果は応募者に通知します。

審査後、写真は返却しません。

かめやま市議会だよりに掲載後、写真の著作権は亀山市議会に帰属します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

応募・問合せ
 亀山市議会事務局
 住所：〒519-0195 亀山市本丸町577番地
 電話：0595-84-5059
 メール：gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp

平成27年6月定例会日程（予定）

6月5日	6月定例会開会	10:00～	24日	教育民生分科会	10:00～
16日	議案質疑	10:00～		教育民生委員会	
	予算決算委員会		25日	総務分科会	10:00～
18日	一般質問	10:00～		総務委員会	
19日	一般質問	10:00～	26日	予備日	
22日	一般質問（予備日）		29日	予算決算委員会	10:00～
23日	産業建設分科会	10:00～		議会運営委員会	13:00～
	産業建設委員会			6月定例会閉会	14:00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
 詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。皆様のご意見をお寄せください。